

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市夢創館条例(平成21年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、この規則で定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

(使用許可申請及び許可書)

第3条 条例第5条第1項に規定する使用の許可を受けようとするものは、使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用の許可は、使用許可書(様式第2号)の交付をもって行うものとする。

(使用料の減額及び還付)

第4条 条例第7条第3項の規定による使用料の減額を受けようとするものは、減額申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 使用料の減額は、別表1に掲げる使用目的の区分に応じ、同表に定めるものが使用する場合に限りすることができる。

3 第1項の申請を受けたときは、その可否を速やかに決定し、減額・減額却下決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

4 条例第7条第4項ただし書の規定による既納の使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

5 前項の申請を受けたときは、速やかに審査し、通知するものとする。

(指定管理)

第5条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第3条</u>	教育委員会	指定管理者
<u>第4条別表1</u> 、及び <u>第6条別表2</u>	使用料	利用料金
<u>第4条第1項</u>	第7条第3項	第12条第4項
<u>第4条第4項</u>	第7条第4項ただし書	第12条第4項

2 指定管理者は、条例第11条第2項ただし書の規定による教育委員会の承認を受けようとするときは、臨時休館承認申請書(様式第6号)又は利用時間変更承認申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 指定管理者は、条例第12条第2項の規定により利用料金の額(既に定めた利用料金の額の変更を含む。)について承認を受けようとするときは、利用料金設定・変更承認申請書(様式第8号)を、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前2項の申請を受けたときは、速やかに審査をし、承認する場合は、臨時休館承認書(様式第9号)、利用時間変更承認書(様式第10号)又は利用料金設定・変更承認書(様式第11号)により通知するものとする。

5 指定管理者に管理を行わせる場合であって、教育委員会が特に必要と認めるときは、この規則中様式第1号から様式第11号までの字句については、必要な修正を加えることができるものとする。

(付属設備及び備品料金等)

第6条 条例別表に規定する付属設備等の使用料は、別表2に掲げるとおりとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月6日教委規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月5日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月13日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表1(第4条関係)

使用目的	5割減額を認定できる団体
教育活動等のための使用	市内の <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u> に規定する学校及び <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u> に規定する保育所、その他これらに類似する団体
営利を目的としない活動のための使用	市内の行政機関、社会教育関係団体、学校教育関係団体、社会福祉関係団体、労働団体、産業経済団体、町内会、商店会等これらに類似する法人及び団体
その他公益性の高い活動のための使用	教育委員会が認めた団体

備考

使用料の減額の規定は暖房料を含む。

別表2(第6条関係)

区分	備品名	規格	単位	使用料
舞台関係	ピアノ	グランド	1台	3,000円
	講演台	電動昇降装置付	1台	800円
	花台	W45センチメートル×H67センチメートル	1台	400円
	ポータブルステージ	W240センチメートル×D120センチメートル×H60センチメートル	1台	100円
	暗幕		一式	1,000円
照明関係	パーライト	500w	一式	200円
	ミニパーライト	300w	1台	200円
	DFフレンネル	500w	1台	200円
	ベビー	500w	1台	200円
	トツ	1000w	1台	200円
	ミラー・ボール		1式	500円
	器具持込		1台	100円
音響関係	ハンド型マイク		1本	300円
	ハンド型ワイヤレスマイク		1本	300円
	タイピン型ワイヤレスマイク		1本	300円
展示関係	展示用ライト	60w	1個	50円
	展示パネル	移動式	1枚	100円

備考

- 1 付属設備の使用料は、1日又は1回当たりの金額とする。
- 2 上記金額に機器の操作料、舞台設置料は含まない。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

使用許可申請書

年 月 日

恵庭市教育委員会 様

申請者：住所
氏名(団体名)
団体代表者名
連絡先

次のとおり夢創館の使用許可を申請します。

区分	申請内容		付記事項
使用日時	年 月 日 時～ 年 月 日 時まで		
使用施設 (○で囲む)	1 イベントホール	〈附属設備・備品〉記入願います	
	2 コミュニティホール 展示スペース		
使用目的 (具体的に)			
予定人数	男 人	〈内訳〉 小学生以下 人 中学生 人 高校・専門学校・大学 人 一 般 人	
	女 人		
	計 人		
使用料	円		

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

使 用 許 可 書

年 月 日

申請者：住所
氏名

様

恵庭市教育委員会

年 月 日付で申請のあった夢創館の使用について次のとおり許可します。

区 分	許 可 内 容		
使用日時	年 月 日 時～ 年 月 日 時まで		
使用施設 (○で囲む)	1 イベントホール 2 コミュニティホール 展示スペース	備 品 等	
使用料	計		円

(許可条件その他注意事項)

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

減額申請書

年 月 日

恵庭市長 様

申請者：住所
氏名(団体名)
団体代表者名
連絡先

次のとおり夢創館の使用料の減額について申請します。

使用日時	年 月 日 時～ 年 月 日 時まで
使用施設	1 イベントホール 2 コミュニティホール展示スペース
使用料	円
減額を申請する理由	
差引納付額	円

様式第4号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

減額・減額却下決定通知書

年 月 日

申請者：住所
氏名

様

恵庭市長 ㊟

年 月 日付で申請のあった夢創館の使用料の減額について、次のとおり決定しました。

減額使用期間	年 月 日 時～ 年 月 日 時まで
使用施設	1 イベントホール 2 コミュニティホール展示スペース
決定事項	1 承認 2 却下
決定事項の理由	
決定後の納付額	円
備考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、恵庭市教育委員会に対し、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、恵庭市を被告として(訴訟において恵庭市を代表する者は恵庭市教育委員会となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の決定の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

使用料還付申請書

年 月 日

恵庭市長 様

申請者：住所
氏名(団体名)
団体代表者名
連絡先

恵庭市夢創館条例の規定により使用料の還付を受けたいので次のとおり申請します。

使用許可年月日	年 月 日 時～ 年 月 日 時まで
使用施設	1 イベントホール 2 コミュニティホール展示スペース
使用料納入 年月日	年 月 日
還付申請の理由	

納付済使用料	還付請求額	*還付決定額
円	円	円

(注)*欄は記入しないでください。

様式第6号(第5条関係)

様式第6号(第5条関係)

臨時休館承認申請書

恵庭市教育委員会 様

指定管理者：住所
名称
代表者氏名



次のとおり夢創館を臨時に休館したいので恵庭市夢創館条例施行規則第5条第2項の規定に基づき申請します。

使用施設	1 イベントホール 2 コミュニティホール展示スペース
臨時休館とする日	年 月 日 ～年 月 日 日間
〈休館の理由〉	

様式第7号(第5条関係)

様式第7号(第5条関係)

利用時間変更承認申請書

年 月 日

恵庭市教育委員会 様

指定管理者：住所

名称

代表者氏名



次のとおり夢創館利用時間を変更したいので恵庭市夢創館条例施行規則第5条第2項の規定に基づき申請します。

使 用 施 設	1 イベントホール 2 コミュニティホール展示スペース
変更前の利用時間	
変更後の利用時間	
〈変更の理由〉	

様式第8号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

利用料金設定・変更承認申請書

年 月 日

恵庭市教育委員会 様

指定管理者：住所
名称
代表者氏名

㊟

次のとおり夢創館利用料金を設定・変更したいので恵庭市夢創館条例施行規則第5条第3項の規定に基づき申請します。

設定・変更施設名	1 イベントホール	
	2 コミュニティホール展示スペース	
設定利用料金	1 イベントホール	円
	2 コミュニティホール展示スペース	円
変更利用料金	1 イベントホール	円
	2 コミュニティホール展示スペース	円
〈設定・変更の理由〉		

様式第9号(第5条関係)

様式第9号(第5条関係)

臨時休館承認書

指定管理者：住所

名称

代表者氏名

様

恵庭市教育委員会



年 月 日付で申請のあった夢創館の臨時休館について、次のとおり承認したので、
恵庭市夢創館条例施行規則第5条第4項の規定に基づき通知します。

使 用 施 設	1 夢創館全館 2 イベントホール 3 コミュニティホール展示スペース
臨時休館とする日	年 月 日 ～年 月 日(日間)
備 考	

様式第10号(第5条関係)

利用時間変更承認書

年 月 日

指定管理者:住所

名称

代表者氏名

様

恵庭市教育委員会

㊟

年 月 日付で申請のあった夢創館の臨時休館について、次のとおり承認したので、
恵庭市夢創館条例施行規則第5条第4項の規定に基づき通知します。

使用施設	1.イベントホール 2.コミュニティホール展示スペース
変更前の利用時間	時 分 ～ 時 分
変更後の利用時間	時 分 ～ 時 分
備 考	

様式第11号(第5条関係)

利用料金設定・変更承認書

年 月 日

指定管理者:住所

名称

代表者氏名

様

恵庭市教育委員会

㊟

年 月 日付で申請のあった夢創館の利用料金設定・変更について、次のとおり承認したので、恵庭市夢創館条例施行規則第5条第4項の規定に基づき通知します。

使用施設	1.イベントホール 2.コミュニティホール展示スペース
設定利用料金	1.イベントホール 円
	2. コミュニティホール展示スペース 円
変更利用料金	1.イベントホール 円
	2. コミュニティホール展示スペース 円
<備考>	